

## 高齢者を狙う、短歌・俳句の新聞掲載への電話勧誘 ～趣味につけ込む商法に注意～

### ● 相談事例

高齢者に「素晴らしい作品だ。自作の短歌や俳句を新聞(雑誌)に掲載しないか。」という電話があり、掲載料は無料と勧められ、承諾したところ、高額な掲載料を請求された、など「短歌」「俳句」の新聞あるいは雑誌等への掲載の電話勧誘に関する相談が急増しています。掲載料は、10万円未満のものから、高額なものは30万円近く請求されるケースがみられ、一つの契約がきっかけで、次々と複数の事業者からしつこく勧誘される事例もみられます。高額に驚き、解約を申し出ると、「すでに印刷しているから解約できない」と言われたり、本当に掲載されているか不明なケースもあります。

### ● 消費者へのアドバイス

#### (1)事業者の説明をうのみにしない

作品を褒められ、趣味を発表する機会を得ることはうれしいものですが、その心理につけ込んで契約を迫る手口もあるため、事業者の「無料」という勧誘の説明をうのみにせず、掲載の条件などを書面で冷静に確認することが重要です。

#### (2)しつこい勧誘はきっぱり断る

あいまいな返事はトラブルのもとです。相手の説明に不審な点があればきっぱり断りましょう。電話勧誘販売の場合、消費者が断っても引き続き勧誘することは法律で禁止されています。

#### (3)承諾していないときは支払わない

勝手に掲載されたり、勧誘を断った場合など、承諾していないのに請求書が届いた場合には契約は成立していないので、支払う必要はありません。

#### (4)他の趣味でも注意

「短歌」「俳句」の他に、「絵画」「書道」「写真」等でも、同様の手口による相談がみられるため、注意が必要です。

### ◆困ったときは、相談窓口にご相談ください。

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 69-3111, 050-5808-9600